

## ◇特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

一部改正



成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部の改正に伴い、外部立会人の項目を新たに規定するとともにためのもの。投票所の投票管理者及び投票立会人、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人、開票管理者、開票立会人、選挙長、選挙立会人については改定となり、指定病院等における不在者投票の外部立会人の報酬の額については新たに定めるもの。

## ◇職員の給与に関する条例

一部改正



管理職手当の減額支給する期間の改正である。

今般の社会情勢や財政事情を踏まえ、管理職手当の20%を減額する期間を更に1年間延長し、平成27年3月31日までとするもの。

## ◇特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例

一部改正



町長等、常勤の特別職の出張に際し公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として随行を依頼する者に対し、旅費を支給することが出来るようとするもの。



## ◇手数料徴収条例

一部改正



20年間据え置かれてきた現行の各種証明書の発行手数料では、経費を貯えない状況であり、財源の確保と財政基盤の強化を図るため、近隣市町村の状況も踏まえ改定するもの。

(平成26年10月1日から施行)

印鑑登録に係る手数料 300円 → 400円

印鑑証明、住民票、所得証明、納税証明等々 200円 → 300円

**反対意見**  
4月から消費税が3%アップされる。更に来年から10%に上がる状況で、住民がよく利用する証明書であり、300円というのは住民からすると消費税どころでは無く大変な問題であり、もっと慎重に議論するべきではないか。時期尚早でタイミングが悪い。

## ◇庁舎建設基金条例

一部改正



現在、庁舎建設費以外には使用することができないが、建築中の施設は庁舎等複合施設であり、次年度に於いてはサイン整備や現庁舎の解体工事等が予定されている為、限られた財源を有効に活用するためにも庁舎建設以外の関連事業にも使用できるようにするためのもの。

## ◇廃棄物の処理及び清掃に関する条例

一部改正



現在、事業系ゴミの専用として特大の燃えるゴミ袋があるが、更に大きなゴミ袋が欲しいとの要望があり、ごみ処理券(ステッカー)を販売することにより、要望に対応することができ、指定袋を使用していない事業所に対しても指定ゴミ袋等の使用徹底、手数料徴収を図るためのもの。

## ◇国民健康保険税条例

一部改正



地方税法施行令の一部の改正と地方税法施行規則の一部の改正が平成25年6月に公布されたため、投資家が多様な金融商品やリスク商品への投資を容認するために金融所得関連の一体化が行われ、上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算について特定公社債等の利子等及び譲渡損益まで通算範囲の拡大がなされるもの。



西原町の決まりごと

## 条例の制定や改正



## ◇公共施設修繕等基金条例

新規

新庁舎に設置している太陽光発電により売電する収入について、1/2を庁舎の維持管理に充て、残りの1/2を将来の公共施設の大規模修繕費の財源として積み立てるもの。

※平成26年度の売電予定は583万2千円、その1/2を積み立てる予定。



## ◇行政財産使用料条例

新規



行政財産の使用料について、土地、及び建物の使用料の算定方法を明確にするため、現在ある使用料条例の全部を改正し、新たに制定をするもの。

## ◇地域の元気臨時交付金基金条例

新規



地域の元気臨時交付金の交付に伴い、交付対象事業の円滑な実施を図るために、基金を創設し、平成26年度実施予定の公共事業に必要な資金を積み立てるためのもの。



## ◇町立学校施設の使用料に関する条例

新規



町立小学校・中学校の体育施設の開放事業に関する使用料は町使用料条例で運用していたが、町使用料条例の廃止に伴い、庁舎関係と分けた例規の整備を図るためのもの。

※使用規定や使用料等は従来どおりで、改正はありません。

## ◇町民交流センターの設置及び管理に関する条例

新規



役場庁舎と町民交流センターで構成する庁舎等複合施設の完成に伴い、地方自治法の規定に基づいて、町民の文化、芸術活動、健康づくり、及び防災の拠点となる施設を設置することを目的として制定するものである。

